

広資料第184号  
令和6年2月14日  
教育部学校給食課  
市民情報提供資料

## 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者について

このことについて、令和6年2月9日付で武蔵村山市立中学校学校給食調理等受託申請審査委員会から別紙のとおり報告がありましたので、お知らせします。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務  
委託業者について（報告）

令和6年1月

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会

## 目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 申請及び審査の経過	2
2 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	3
3 審査の講評	5
III 参考資料	6
1 審査委員会要領	6
2 審査委員会委員	7
3 業務受託希望者申請要領	8
4 審査委員会審査要領	15

## はじめに

本報告書は、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務（以下「給食調理等業務」という。）については、平成22年度から、民間が保有する学校給食調理等施設において調理等の業務を行わせる民設民営の委託方式を採用しています。

給食調理等業務の委託に際しては、子供たちの食の安全を第一に考え、価格のみによることなく、学校給食への考え方や取組、調理等施設の概要、安全衛生管理、従業員の研修、緊急時の体制などを十分に確認して委託業者を選定する必要があります。このことから、公募型プロポーザル方式を採用し、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会による審査を経て、選定された事業者との間に委託契約を締結し、2回の更新を経て、現在に至っていますが、現在の委託契約期間が令和7年3月31日をもって満了することから、教育委員会で検討した結果、現受託者の学校給食に対する理解度や衛生面での秀逸さ及び現在の委託契約は、価格面及びリスク分担の面でも市に有利な契約となっていること等から、前回同様に次期業務受託希望の申請を非公募により行いました。

給食調理等業務委託業者の選定に当たっては、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会要領に基づき、審査委員会を設置いたしました。

当該要領によって設置された本審査委員会は、1月9日及び同月19日に会議を開催し、業務受託希望者から提出された書類及び業務受託希望者の説明（プレゼンテーション）を基に、厳正な審査を行い、給食調理等業務の委託業者として適当と認める事業者の選定を行いました。

選定された事業者には、学校給食の意義及び役割を十分認識され、子供たちに安全・安心でおいしい学校給食が安定的に提供されることを期待するものです。

令和6年1月

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会

委員 長 池 谷 光 二  
職務代理者 鈴 木 義 雄  
委 員 雨 宮 則 和  
委 員 神 子 武 己  
委 員 矢 野 喜 之

## I 審査の経過

### 1 申請及び審査の経過

期 日	経 過
令和5年11月21日(火)	申請要領及び仕様書等の配布
令和5年11月22日(水) から同年12月25日(月)	業務受託希望申請書の受付期間
令和6年1月9日(火)	第1回審査委員会(書面開催) 1 委員長職務代理者の指名について 2 審査委員会の会議の取扱い等について 3 その他
令和6年1月19日(金)	第2回審査委員会 1 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者の選定について (1) 書類審査 (2) 説明(プレゼンテーション)の実施 (3) 審査及び選定(採点・選定・講評) 2 報告書(案)の検討について 3 その他

### 2 申請状況

次の業者から業務受託希望申請書の提出がありました。

ハーベストネクスト株式会社

## II 審査の結果

### 1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請業者の名称を明らかにするとともに、当該申請業者が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該申請業者から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該申請業者による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該申請業者による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点（一部10点）までの点数を付すこと（以下「採点」という。）により行いました。

選定に当たっては、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点のいずれかが満点の10分の3に満たない場合（審査基準の4の(3)に係るものを除く。）は、失格とすることとしました。

### 2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の業者を武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務の委託業者候補者として選定しました。

名 称 ハーベストネクスト株式会社

所在地 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地

代表者 代表取締役 脇 本 実

武蔵村山市中学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準表（採点結果）

ハーベストネクスト株式会社

審 査 基 準	配点	採点
1 学校給食に対する理解があること。	(15)	12
(1) 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。	5	4.2
(2) 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。	5	4.0
(3) おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。	5	3.8
2 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。	(35)	28.4
(1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。	5	4.2
(2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」を遵守するとともに、年度の更新にも速やかに対応できるか。	5	3.8
(3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。	5	4.0
(4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は徹底しているか。	5	4.4
(5) 従事者の健康管理（健康診断、細菌検査等）を確実にを行うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体制を整備しているか。	5	4.2
(6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。	5	4.0
(7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。	5	3.8
3 業務を安定して行う能力を有していること。	(20)	16.6
(1) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。	5	4.0
(2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。	5	4.2
(3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。	5	4.2
(4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応できる体制を有しているか。	5	4.2
4 その他	(30)	22.4
(1) 独自の事業等の提案は適切であるか。	10	7.2
(2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。	10	7.2
(3) 災害時の協力体制は、実施可能な提案となっているか。	10	8.0
合 計 点 数	100	79.4

### 3 審査の講評

選定された業者は、本市で学校給食の調理等業務を受託する以前から他市において業務の経験を有しており、また、本市においても既に約14年にわたり業務を受託し、安定した業務運営を行ってきています。そうしたノウハウの蓄積もあり、食缶方式により子供たちに温かい学校給食が提供されている状況などから、学校給食に対して大変理解があるものと評価しました。

また、学校給食において最も重要な「食の安全」に関しても、従業者の健康管理を含む衛生管理として HACCP（衛生管理手法）の導入や既に取得している ISO22000（食品衛生マネジメントシステム）及び東京都食品安全自主管理認証制度に基づく高度な衛生管理が継続されていくことも確認しました。

これらのほかにも、計画的な従業員教育、QC（品質管理）グループによる衛生検査・点検の実施、緊急時の応援体制の確立など、「安全・安心でおいしい学校給食」の提供のために様々な取組が提案されています。

一方、次期委託期間の最終年度である令和12年度には、業務開始から20年目を迎え、設備の経年劣化が進むことが想定されますが、このことに関しても、精密点検や補修・入替えが計画されており、これらが確実に実施されることにより、安定的な学校給食の提供がなされていくものと考えます。

さらに、経費についても、アレルギー除去食の実施など新たな取組や設備の精密点検等や人件費等の高騰分が加わりながらも、これまでの現委託期間5年間と比較して適切な額で提案されており、総合的にも高く評価するに至りましたが、更なる創意工夫による経費の節減にも期待するところです。

また、次期委託期間においても、高度な衛生管理のもとでの手作り給食の実践など、より安全・安心でおいしい学校給食が安定的に提供されることを期待しています。

なお、次期委託期間の終期については、委託事業者の変更が比較的容易である7月31日としていることも申し添えます。

### Ⅲ 参考資料

#### 1 審査委員会要領

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会要領

令和5年11月16日教育長決定

(設置)

第1条 武蔵村山市立の中学校において実施される学校給食の調理、配送、配膳等の業務(以下「給食調理等業務」という。)を委託する業者の選定を適正に行うため、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、別に定めるところにより給食調理等業務を受託しようとする業者がした申請の内容を審査し、当該申請をした業者(第6条において「申請業者」という。)を給食調理等業務の受託者とするものの適否について教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 企画財政部長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部学校給食課長
- (5) 教育部学校給食課防災食育センター整備担当課長

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、非公開とする。

3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 審査委員会は、給食調理等業務を委託する業者の選定に必要と認めるときは、申請業者の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行する。

## 2 審査委員会委員

氏 名	区 分	備 考
いけ や こう じ 池 谷 光 二	教育長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員長
すず き よし お 鈴 木 義 雄	教育部長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	職務代理者
あめ みや のり かず 雨 宮 則 和	企画財政部長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員
かみ こ たけ し 神 子 武 己	教育部学校給食課長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員
や の よし ゆき 矢 野 喜 之	教育部学校給食課防災食育センター整備 担当課長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員

### 3 業務受託希望者申請要領

#### 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望者申請要領

令和5年11月16日教育長決定

#### 要領の趣旨

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務については、平成22年度から、民間が保有する学校給食調理等施設において調理等の業務を行わせる民設民営の委託方式を採用している。

本業務の委託に際しては、子供たちの食の安全を第一に考え、価格のみによることなく、学校給食への考え方や取組、調理等施設の概要、安全衛生管理、従業員の研修、緊急時の体制などを十分に確認して委託業者を選定する必要があるとして、公募型プロポーザル方式を採用し、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会による審査を経て、選定された事業者との間に委託契約を締結し、平成26年度にこの契約期間は満了した。平成27年度及び令和2年度以降は、当該事業者からの受託希望申請を受け、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会の審査を経た上で引き続き契約し、現在に至っている。

現在の委託契約期間は、令和7年3月31日をもって満了することとなる。

このため、平成27年度及び令和2年度の手続きと同様に、令和7年度以降における本業務の委託に向け、当該業務の受託希望者が行う申請及び業務の受託者の選定に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 第1 業務の概要

##### 1 委託業務の内容及び仕様

委託する業務は、武蔵村山市立の中学校において実施される学校給食の調理、配送、配膳、洗浄等の業務であり、その内容及び仕様は、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。ただし、仕様書の内容については、この要領に基づく業務受託希望者からの業務実施計画等を勘案し、契約締結までの間に、選定された者と市との協議により変更する場合がある。なお、令和7年9月よりアレルギー除去食の提供を行う予定である。

##### 2 委託業務の履行場所

委託業務の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 調理、洗浄等 業務の受託者が保有する施設（この要領に基づく申請に係る施設とする。）
- (2) 配膳等作業 武蔵村山市立中学校（全5校）

##### 3 委託予定期間

業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和12年7月31日までの5年4月間と

する。

#### 4 予算

提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 1,090,000,000 円

※上記の提案上限額は、令和7年度以降の予算のため現時点では未確定である。武蔵村山市議会による減額、修正又は削除等の修正があった場合は、契約の締結を中止又は仕様書を変更して契約を締結する場合がある。

#### 5 給食提供日数等

##### (1) 給食提供日数

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務による給食提供日数は、8月を除く4月から翌年の3月までの間で、192日程度とする。

##### (2) 給食基本人員並びに給食延べ回数及び食数

令和5年4月の給食基本人員並びに令和4年度給食延べ回数及び食数については、それぞれ次のとおりである。

##### ア 令和5年4月の給食基本人員

学 校 名	学 級 数	生 徒 数	教職員数
第一中学校	16学級 (1学級)	553人 (19人)	32人
第二中学校	6学級 (3学級)	151人 (41人)	26人
第三中学校	10学級	333人	20人
第四中学校	9学級	313人	20人
第五中学校	16学級	574人	33人
合 計	57学級 (4学級)	1,924人 (60人)	131人

※1 学級数欄・生徒数欄の（）内は特別支援学級で外数である。

※2 教職員数は、事務・嘱託職員を含む。

##### イ 令和4年度給食延べ回数及び食数

年 月	延べ回数	食 数
令和4年4月	15回	32,131食
5月	20回	44,417食
6月	21回	46,620食
7月	12回	30,144食
9月	19回	39,733食
10月	21回	46,131食

11月	20回	46,050食
12月	16回	35,190食
令和5年1月	16回	35,433食
2月	19回	37,901食
3月	13回	27,113食
合計	192回	420,863食

※1 各月の延べ回数は、学校ごとに異なる。

※2 食数には、調理員及び学校配膳員の食数並びに予備食の食数が含まれる。

## 第2 申請資格等

### 1 基本的な考え方

#### (1) 業務運営の基本

本市の学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号に掲げる目標の達成を基本として実施することとしており、受託者は、受託業務が同法その他の学校給食に関する法令の規定に基づき教育の一環として行われるものであることを十分に認識し、受託業務を継続的かつ安定的に実施するものとする。

#### (2) 衛生管理の徹底等

受託者は、学校給食衛生管理基準の施行について（平成21年4月1日付21文科ス第6010号）、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、受託業務を行う給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### (3) 関係法令の遵守

受託者は、上記の衛生管理基準等のほか、学校給食調理施設の設置及び運営に関して適用される関係法令、条例等の諸規定を遵守して業務の運営に当たらなければならない。

### 2 申請資格

(1) 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。

(2) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(6) 3,000食以上の学校給食における共同調理場方式のセンターにおいて、3年以

- 上の調理及び配送配膳の業務受託実績を有していること。
- (7) 東京都内に本社、支社又は事業所のいずれかを有していること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 提出書類

	書類の名称及び要件等	摘要
1	武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望申請書	第1号様式
2	申請資格要件確認書	第2号様式
3	業務実績書	第3号様式
4	委託料見積書（5年4月分）	任意様式
5	会社概要	任意様式
6	企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近1年間）	任意様式
7	業務実施計画書	任意様式
8	調理等施設の図面（位置、敷地図を含む）	任意様式
9	調理等施設内設備一覧	任意様式
10	職員配置計画書（正規・非正規の別及び栄養士資格等の有無が分かるもの）	任意様式
11	就業規則又はこれに準ずる定め	任意様式

### 4 申請手続の日程等

#### (1) 申請の受付

##### ア 受付期間

令和5年11月22日（水）から同年12月25日（月）まで（市の休日を除く。）  
の午前9時から午後5時まで

##### イ 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課（武蔵村山市立学校給食センター）  
住所〒208-0004 武蔵村山市本町六丁目1番地の1  
電話042-560-2597

##### ウ 提出方法

持参又は郵送で提出するものとする。

##### エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

#### (2) 留意事項

- ア 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- イ 提出書類の作成及び提出に伴う費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出書類は、受託者の選定以外に、提出者に無断で使用しない。

### 第3 受託者の選定

#### 1 選定方法

受託者の選定に当たっては、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、次に掲げる基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの2段階による審査を行う。業務受託希望者が審査基準を満たしていると認めたときは、当該業務受託希望者を業務の受託者として選定する。

令和6年1月19日（金）午後1時30分から審査委員会による審査を行うこととし、日程等の詳細については、申請者に別途通知する。

##### (1) 審査方法

###### ア 書類審査

###### イ プレゼンテーション

提出された業務実施計画書等を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答（約10分）を行う。

##### (2) 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、教育委員会が受託者とする者の決定を行い、その結果を通知する。また、選定された業務受託希望者の名称は、公表する。

#### 2 選定基準

- (1) 学校給食に対する理解があること。（15点）
- (2) 安全・安心でおいしい給食を提供することができること。（35点）
- (3) 業務を安定して行う能力を有していること。（20点）
- (4) その他（30点）

#### 3 審査基準

資料2「武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準」のとおり。

### 第4 契約の締結

#### 1 契約締結の時期

第3により選定された業務受託希望者との契約は、令和7年4月1日付で締結する。

#### 2 留意事項

1にかかわらず、武蔵村山市議会において、令和7年度の関係予算に関し、削除、減額等の修正があった場合は、契約の締結を中止し、又は仕様の内容を変更して契約を締結する場合がある。

## 業務実施計画書作成要領

## 1 用紙規格

原則として、日本産業規格 A 列 4 番の用紙で作成すること。やむを得ず当該規格以外の用紙を用いる場合においても、片袖折りにするなどして、製本は、同規格 A 列 4 番とすること。

## 2 記載事項

## (1) 法人の概要として、次に掲げる事項

- ア 名称、所在地及び代表者の氏名
- イ 設立年月日、資本金の額、従業員数及び年間売上高
- ウ 主な事業内容
- エ 学校給食業務の受託実績
- オ その他

## (2) 学校給食調理等業務の受託に当たっての基本的な考え方

## (3) 委託予定期間中の業務実施計画として、次に掲げる事項

- ア 第 3 の 2 の選定基準を踏まえた業務実施計画
- イ 災害時における応急給食の提供の実施に関する考え方
- ウ その他業務の実施に関し特に P R したい事項

## 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準

審査基準	評点
1 学校給食に対する理解があること。(15点)	小計 点
(1) 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。	5・4・3・2・1
(2) 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。	5・4・3・2・1
(3) おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。	5・4・3・2・1
2 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。(35点)	小計 点
(1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。	5・4・3・2・1
(2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」を遵守するとともに、年度の更新にも速やかに対応できるか。	5・4・3・2・1
(3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。	5・4・3・2・1
(4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は徹底しているか。	5・4・3・2・1
(5) 従事者の健康管理（健康診断、細菌検査等）を確実に行うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体制を整備しているか。	5・4・3・2・1
(6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。	5・4・3・2・1
(7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。	5・4・3・2・1
3 業務を安定して行う能力を有していること。(20点)	小計 点
(1) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。	5・4・3・2・1
(2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。	5・4・3・2・1
(3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。	5・4・3・2・1
(4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応できる体制を有しているか。	5・4・3・2・1
4 その他 (30点)	小計 点
(1) 独自の事業等の提案は適切であるか。	5・4・3・2・1
(2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。	5・4・3・2・1
(3) 災害時の協力体制は、実施可能な提案となっているか。	5・4・3・2・1
合計 点数	点

※ 4 その他の審査項目は、点数に2を乗じる。

## 4 審査委員会審査要領

### 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会審査要領

#### 第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会要領（令和5年11月17日教育長決定。以下「審査会要領」という。）により設置する武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会（以下「審査委員会」という。）における武蔵村山市立中学校の学校給食調理等業務を委託する業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 総則

##### 1 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、要領第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
池谷光二	教育長の職にある者 (審査会要領第3条第2項第1号該当)	委員長
雨宮則和	企画財政部長の職にある者 (審査会要領第3条第2項第2号該当)	
鈴木義雄	教育部長の職にある者 (審査会要領第3条第2項第3号該当)	職務代理
神子武己	教育部学校給食課長の職にある者 (審査会要領第3条第2項第4号該当)	
矢野喜之	教育部学校給食課防災食育センター整備担当課長の職にある者 (審査会要領第3条第2項第5号該当)	

##### 2 選定基準

選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食に対する理解があること。
- (2) 安全・安心でおいしい給食を提供することができること。
- (3) 業務を安定して行う能力を有していること。
- (4) その他

#### 第3 審査及び選定

##### 審査及び選定の方法

##### (1) 通則

審査は、申請業者の名称を明らかにした上で、当該申請業者から提出された武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望申請書、申請資格要件確認書、業務実績書、委託料見積書、業務実施計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該申請業者による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に採点方式の総合評価により行う。

##### (2) 説明（プレゼンテーション）

申請業者から20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

##### (3) 審査基準

審査は、武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準（別記様式）（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付すことにより行う。

(4) 審査及び選定の手続

申請業者による説明（プレゼンテーション）の終了後、各委員は審査基準に基づき個別に審査及び採点を行う。

各委員の採点を項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。